

在留資格変更許可申請における提出書類一覧表
【研修から技能実習1号イ】(企業単独型用)

実習実施機関名 _____

申請人に係る提出書類（申請人ごとに研修生名簿順にまとめる）

1. 在留資格変更許可申請書（書式 10-28）	有	無
2. 旅券の写し（身分事項・上陸許可証印）	有	無
3. 外国人登録証明書（表・裏）の写し	有	無

実習実施機関の提出書類（企業ごとに第二次受入れ機関名簿順にまとめる）

1. 技能実習1号実施計画書（書式 10-20）	有	無
2. 研修実施予定表の写し（書式 9-4-2、9-4-3）	有	無
3. 講習実施予定表（書式 10-6）	有	無
4. 講習中の待遇概要書（書式 10-8）	有	無
5. 雇用契約書の写し（書式 10-38）	有	無
6. 雇用条件書の写し（労働条件通知書の写し）（書式 10-39）	有	無
7. 現在受け入れている技能実習生名簿（実習実施機関用）（書式 10-22）	有	無
8. 第二次受入れ機関名簿の写し（書式 9-8）	有	無
9. 研修生名簿の写し（書式 9-6）	有	無

【JITCOに書類点検と地方入国管理局への取次ぎを依頼する場合】

1. 「在留資格認定証明書等」書類点検依頼書（書式 10-49）	有	無
2. 申請取次ぎ依頼書（書式 10-50）	有	無
3. 証明書等の郵送依頼書（郵送希望の場合のみ）（書式 10-51）	有	無
4. 返信用封筒（依頼団体等の宛名書きをしたもの。切手不要）	有	無
5. 申請人全員の申請書1枚目の写し	有	無

（注）提出書類の有無に○印をする。

在留資格変更許可申請における提出書類一覧表【研修から技能実習1号イ】 記載要領

全般的な注意事項	
<ul style="list-style-type: none"> 平成22年7月1日より前に在留資格「研修」で入国し、現に有する「研修」の在留期限が同日以降の者が、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて引き続き技能等を修得するため在留の延長を希望し、「技能実習1号イ」への在留資格変更許可申請を行う場合の提出書類。 提出書類一覧表中の書式については、「外国人研修生・技能実習生 入国・在留諸申請用書式と記載例集」第10版（一部第9版）を参照のこと。 	

該当番号	記載上の注意事項
実習実施機関の提出書類	
2	既に実施した研修内容が表示された文書（在留資格認定証明書交付申請時に提出した研修計画書等）の写しを提出する。
4	講習期間が1か月未満の場合、講習手当（1人1月当たり）の欄を、（1人 1月 当たり）と修正の上使用する。講習手当の「支給額」の欄に支給総額を記入し、「備考欄」に内訳を記載する。
5	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約書の写しには、本国の所属機関が作成し、申請人に交付した出向命令書及び転勤命令書・辞令を含む。 雇用契約期間の始期は、「技能等の修得をする活動」を開始する日からとなる。「出入国管理及び難民認定法、労働基準法、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知った時の対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」に係る講習は、専門的な知識を有する者が行い、「技能等の修得をする活動」を行う前に実施する必要がある。
7	<ul style="list-style-type: none"> 現在研修生を受け入れている場合は、「技能実習1号」の欄に記入し、①欄外余白に「研修生」と付記するか、②「技能実習1号」の欄を「研修生」と書き換えて使用する。 現在「技能実習生（特定活動）」を受け入れている場合は、「技能実習2号」の欄に記入し、①欄外余白に「特定活動」と付記するか、②「技能実習2号」の欄を「特定活動」と書き換えて使用する。
8、9	在留資格認定証明書交付申請時に提出した名簿の写しで可。ただし、今回申請しない第二次受入れ機関及び研修生については、線を引いて削除する。